

スーパーヨットおよびプレジャーボートの入出国・国内運行に関わる各種行政手続き国別比較表

2015/10/28

海域	国	入港	航行許可の有無	出航	沿岸航行	現地購買物の船舶への持込について	クルーの入国	旅客、船客	ヨットチャーター	改装、修理
カリブ	バハマ	入国審査 / 税関	3から12か月	報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可	無制限 - 報告/届出不要
	タークス・カイコス諸島	入国審査 / 税関	必要に応じて12か月まで	報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可	該当なし
	プエルトリコ (米国自治領)	入国審査 / 税関 24-96時間	クルージングライセンス取得により12か月間何度でも可能	インターネットで申請	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	ビジネスビザ	ビジネスビザがあれば国内で乗船可能	米国製ヨット/米国籍ヨットまたは外国船への裸用船契約 (ヘアポートチャーター)	無制限 - 報告/届出不要
	アメリカ領ヴァージン諸島	入国審査 / 税関 24-96時間	クルージングライセンス取得により12か月間何度でも可能	インターネットで申請	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	ビジネスビザ	ビジネスビザがあれば国内で乗船可能	米国製ヨット/米国籍ヨットまたは外国船への裸用船契約 (ヘアポートチャーター)	無制限 - 報告/届出不要
	イギリス領ヴァージン諸島	入国審査 / 税関	1から12か月	出航手続き	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可	無制限 - 報告/届出不要
	フレンチカリビアン	ポート・キャプテン ^{*1}	通関書類のみ	ポート・キャプテン ^{*1}	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可	無制限 - 報告/届出不要
	グッチカリビアン	ポート・キャプテン ^{*1}	通関書類のみ	ポート・キャプテン ^{*1}	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可	無制限 - 報告/届出不要
	ブリティッシュカリビアン	入国審査 / 税関	通関書類のみ	出航手続き	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可	無制限 - 報告/届出不要
北米	米国	入国審査 / 税関	クルージングライセンス取得により12か月間何度でも可能	インターネットで申請	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	ビジネスビザ	ビジネスビザがあれば国内で乗船可能	米国製ヨット/米国籍ヨットまたは外国船への裸用船契約 (ヘアポートチャーター)	無制限 - 報告/届出不要
	カナダ	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data				
欧州	スペイン	ポート・キャプテン ^{*1}	通関書類のみ	ポート・キャプテン ^{*1}	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可/チャーターライセンス	無制限 - 報告/届出不要
	ポルトガル	ポート・キャプテン ^{*1}	通関書類のみ	ポート・キャプテン ^{*1}	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可	無制限 - 報告/届出不要
	フランス	ポート・キャプテン ^{*1}	通関書類のみ	ポート・キャプテン ^{*1}	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可	無制限 - 報告/届出不要
	イタリア	ポート・キャプテン ^{*1}	通関書類のみ	ポート・キャプテン ^{*1}	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可	無制限 - 報告/届出不要
	クロアチア	入国審査 / 税関	予定滞在期間の許可証	ポート・キャプテン ^{*1} & 代理店	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可/チャーターライセンス	無制限 - 報告/届出不要
	モンテネグロ	入国審査 / 税関	予定滞在期間の許可証	ポート・キャプテン ^{*1} & 代理店	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可/チャーターライセンス	無制限 - 報告/届出不要
	ギリシャ	入国審査 / 税関	予定滞在期間の許可証	ポート・キャプテン ^{*1} & 代理店	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可/チャーターライセンス	無制限 - 報告/届出不要
	トルコ	入国審査 / 税関	予定滞在期間の許可証	ポート・キャプテン ^{*1} & 代理店	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ	いつでも乗船、下船可能 - 報告/届出不要	可/チャーターライセンス	無制限 - 報告/届出不要
アジア	香港	入港48時間前までに入国管理局に連絡	全ての沿岸航行、レガッタ ^{*2} で航行許可証	出航48時間前までに入国管理局に連絡	マリーナからマリーナ、造船所もしくはレガッタ ^{*2} のみ。クルージング許可証が必要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ / 船員手帳	いつでも乗船、下船可能 - 港湾への名簿の提出	該当なし	無制限 - クルージングとしての通関手続きを別として報告の必要はない
	タイ	入港24時間前までに税関・出入国管理・検疫に連絡		許認可書類を税関・出入国管理・検疫・ポートコントロール (COP ^{*4}) に返却	海域内無制限 海域間通関手続き	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ / 船員手帳	いつでも乗船、下船可能 - 入国管理局への名簿の提出	チャーターライセンス作成中	無制限 - クルージングとしての通関手続きを別として報告の必要はない
	中国	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data
	韓国	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data
	シンガポール	インマルサット衛星電話 and VTIS ^{*3}	72時間前のオンライン許可申請	通関審査 / 税関 - オンラインでの出航手続き48時間有効	無制限 - 報告/届出不要	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ / 船員手帳	いつでも乗船、下船可能 - 入国管理局への名簿の提出	該当なし	無制限 - クルージングとしての通関手続きを別として報告の必要はない

海域	国	入港	航行許可の有無	出航	沿岸航行	現地購買物の船舶への持込について	クルーの入国	旅客、船客	ヨットチャーター	改装、修理
	モルディブ	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data
	台湾	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data
	インドネシア	税関・出入国管理・検疫 (CIQ)	インドネシア クルーゾングパーム (CAIT) - 90日間有効。2年まで延長可能	再出航の場合は代理店を通して5日で処理。	ゲストリストの変更または港湾区域への入港 (はEメールもしくはFAXでの申請 (港港で異なる))	無制限 - 報告/届出不要	査証免除 / 観光ビザ / 船員手帳	いつでも乗船、下船可能 - 入国管理局への名簿の提出	No Data	無制限 - クルーゾングとしての通関手続きを別として報告の必要はない
	日本	税関・出入国管理・検疫・ポートコントロール・海上警備機関・国土交通省 (MLIT)	通関書類のみ	税関管理局 / 出入国管理局 / 海上保安庁への出航手続き	船舶が動く24時間前の申告-200m以内の移動であっても必要。税関管理局 / 出入国管理局 / 海上保安庁への申告書 (紙) の提出 開港へは船舶が動く24時間前の申告、不開港へは7日前までの申告が必要。船舶は申請書に記載された時刻で移動しなくてはならない。出発港と入港予定港への報告も必要。非常時、不可抗力もしくは通関手続きの24時間前以外での予定	ヨット持ち込むに日本国内での購入物と船用品についてすべて税関への申請と報告の義務がある (クルーの日用品等含め)	90日以内査証免除 / 観光ビザ / 船員手帳 - 2週間のクルーパス	不可。プライベートゲストは船客と見なされる = カボタージュ	カボタージュルールは別として、外国のプライベートヨットに対してのルールは無い。裸用船契約 (ベアポートチャーター) はOK。	無制限 - クルーゾングとしての通関手続きを別として報告の必要はない
オセアニア	オーストラリア	入港96時間前までに税関・出入国管理・検疫に連絡	最長12か月間	48時間前までに通関に連絡	無制限 - 報告/届出不要 (特別に保護された海洋公園以外は別)	無制限 - 報告/届出不要	スーパーヨットクルービザ ⁵ / 査証免除 / 観光ビザ / 船員手帳	いつでも乗船、下船可能	一時輸入許可証の利用可能	一時輸入許可証の利用可能
	ニュージーランド	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data	No Data

注釈)

*1 ポート・キャプテン: 船会社などの荷役監督者

*2 レガッタ: ヨットレース等のマリニイベント

*3 VTIS: Vessel Traffic Information System (VTIS) 船舶交通情報システム

*4 CIQP: Customs, Immigration, Quarantine, Port Control 税関・出入国管理・検疫・ポートコントロール

*5 スーパーヨットクルービザ: オーストラリア国内で運行するスーパーヨットで働くクルーに発行する12か月以内の短期ビザ